

平成25年度第2回日出町生活交通確保維持協議会会議録

(1) 日 時 平成25年6月26日(水) 9:58~10:45  
 場 所 日出町役場 新館3階 331会議室

(2) 出席者 土井協議会副会長(会長代理)・・・日出町区長会  
 清水委員・・・国東観光バス(株)  
 伊豆委員・・・日出町タクシー協会  
 漢委員(代理:赤嶺様)・・・大分県タクシー協会  
 江藤委員・・・九州運輸局大分運輸支局  
 大澤委員・・・大分県別府土木事務所  
 佐藤委員・・・杵築日出警察署  
 原田委員・・・日出町  
 高倉委員・・・日出町  
 末吉委員(随行:池永様)・・・大分県東部振興局  
 垣迫委員・・・日出町社会福祉協議会  
 脇委員(欠席)・・・大分県バス協会  
 財前委員(欠席)・・・国東観光バス(株)杵築営業所  
 ※会長職は空席

事務局 井川事務局長、土谷、佐藤、西原

(3) 議事要旨

平成25年度第2回日出町生活交通確保維持協議会開始(9:58)	
土谷事務局長	定刻より2分遅く協議会開始。参加者に対してお礼を述べ、政策推進課長に開会あいさつをお願いします。
1. 開会あいさつ	
井川事務局長	足元の悪い中、集まっていただきお礼を申し上げます。今年度第1回の協議会を4月18日に開催した。昨年の10月よりコミュニティバスの試行運行を開始し、早9ヶ月が経過した。この間、住民等の意見も聴き、この後の議事にもあるがコース等の見直しもするように考えている。皆さんの活発な意見を伺いながら、今日の協議会を進めたいと思うので、よろしくお願ひしたい。 と、平成25年度第2回日出町生活交通確保維持協議会の開会あいさつをする。
土谷事務局長	前回の第1回協議会の際に説明したが、現在会長席が空席の状況とな

	っているため、協議会規約第8条の規定に基づいて、土井協議会副会長に会長代理をお願いし、あいさつをお願いしたい。
<b>2. 会長代理あいさつ</b>	
土井会長代理	大変忙しい中、足元の悪い中、出席していただき感謝申し上げます。先ほど事務局から説明があったとおり、会長席が空席ということで私が務めさせていただくので、前回同様よろしくお願ひしたい。 と、会長代理としてのあいさつをする。
土谷事務局員	議事に入る前に、資料の確認の確認として、式次第、出席委員一覧、平成25年度第1回会議録、歳入歳出予算決算書、監査報告書、日出町地域公共交通総合連携計画書（案）、今後のスケジュール（案）、それと認定申請書の資料の下には複数の書類が入っている。会議中に資料の不足があれば、事務局まで言ってほしい 協議会規約第10条に規定する定足数に達しているため、同条の規定により、土井会長代理に議長をお願いし、進行を議長にお願ひする。
土井会長代理	協議会規約に基づき、これからの進行を務めるため、よろしくお願ひしたい。協議会規約第11条第2項により、議長が会議において会議録署名委員を指名する旨を説明し、日出町タクシー協会会長の伊豆道恵氏と日出町福祉対策課長の原田秀正氏に第2回協議会の署名委員をお願ひする。
<b>3. 議事 (1) 経過報告について</b>	
土井会長代理	議事(1)の経過報告について、事務局に説明を求める。
西原事務局員	平成25年度第1回の協議会を4月18日に開催したため、それ以降の経過について説明する。6月7日に、路線の変更の関係で赤松区長と協議をしている。6月8日に、川崎地区の区長会に対して路線の変更についての説明会を行っている。この路線変更の内容については、ネットワーク計画の議事の際に改めて説明を行う。6月12日に、日出町地域公共交通総合連携計画書（案）の告示を行い、パブリックコメントを実施しており、意見の募集は本日までとなっている。6月24日に、平成24年度協議会決算についての会計監査を受けている、と経過報告を行う。
土井会長代理	経過報告について事務局より説明があったことに触れ、質問、意見等がなければ、次に進む旨を告げる。
意見なし 「はい」という多数の声をもって承認	
<b>3. 議事 (2) 決算報告について</b>	
<b>3. 議事 (3) 監査報告について</b>	
土井会長代理	議事(2)の決算報告と議事(3)の監査報告について、関連してい

	るので続けて説明を求める。
西原事務局員	歳入について、負担金として町からの負担金 50,000 円が収入済となっている。補助金については、平成 24 年度に国庫補助事業を行っていないので、0 円となっている。繰越金は、平成 23 年度からの繰越金ということで、8,971 円となっている。諸収入は、預金利息を 2 回に分けて受け取っており、計 40 円が収入済となっている。これら収入合計が 59,011 円となっている。次に歳出についてだが、運営費の会議費について、5,880 円の支出を行っており、これは協議会開催時のお茶代となっている。事務費の中の需用費 462 円の支出については、消耗品として支出している。役務費 1,050 円については、平成 23 年度の調査事業で行った委託料の支払いの際に発生した振込手数料 2 件分として、1,050 円を支出している。事業費については、委託事業を行っていないので 0 円となっている。予備費についても支出を行っていないので 0 円となっている。これら支出の合計が 7,392 円となっている。収入済額から支出済額を引いた平成 25 年度への繰越金が、51,619 円となっている、と説明。この決算に関する監査報告を末吉委員にお願いしたいと告げる。
末吉委員	平成 24 年度日出町生活交通確保維持協議会予算に係る諸帳簿、預金通帳及び領収書等関係書類を監査した結果、いずれも正確であり、適正に執行されていたことを認める、と報告。
土井会長代理	決算報告及び会計監査報告について、質問、意見等がなければ次に進む旨を告げる。
意見なし 「はい」という多数の声をもって承認	
<b>3. 議事 (4) 日出町地域公共交通総合連携計画書(案)について</b>	
土井会長代理	議事(4) 日出町地域公共交通総合連携計画書(案)について、事務局に説明を求める。
西原事務局員	計画の内容については、平成 23 年度の調査事業で作成したネットワーク計画の緑色の冊子と同じような内容のものとなっている。その冊子の計画との違いについて、この計画は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の中に位置づけられている計画となっている。以前のものには計画の年数を設けていなかったが、この連携計画は 5 ヶ年の計画として作成している。どこの団体も 3 年か 5 年の計画を作成しているので、日出町としては 5 ヶ年の計画としている。この連携計画の作成主体は自治体だが、内容についてはこの協議会の中で協議を行う必要があるので、今回議題としてあげている。5 年の計画という説明をしたが、この 5 年間に現状と著しくかけ離れた状況が発生するよう

な場合は、計画の見直しを行いたいと考えているので、必ずこの計画のまま5年が過ぎるという訳ではない。中身について、最初の方のページはネットワーク計画の冊子と同様の内容となっているので、メインとなる12ページから説明を行いたい。日出町地域公共交通総合連携計画について、大きく5つの項目に分けている。1番目に、日出町公共交通の基本的な方針ということで、公共交通のあり方を記載している。2番目は連携計画の対象区域ということで、町全域を対象区域として設定していることを記載している。3番目は連携計画の目標ということで、いくつか項目を設けている。(1)として、民間バス、コミュニティバス等を基軸とした公共交通体系の構築をあげており、この中で「特にコミュニティバス路線については、現行の路線を一部変更し、利便性の向上を図る」と記載して図面を掲載しているが、この部分についてはネットワーク計画の議事の際に説明を行いたい。次に、15ページの(2)として、公共交通利用者の視点に立った運行計画の策定をあげている。(3)として、公共交通に関する情報の提供とモビリティ・マネジメントの実施、いわゆる総合時刻表や交通マップの作成ということになる。(4)として、効率的で持続可能な料金体系の確立、(5)として、運行についての定期的な検証と評価及び改善、この5項目を目標としている。これらの目標を達成するための協議会の役割として、(1)から(5)の全てが該当する非常に重要な機関として位置付けている。協議会を年間4～5回程度開催することになると思うが、この目標についても今後協議を行っていきたいと考えている。計画期間については、平成25年10月から平成30年9月までの5年間としており、この間で先ほどの目標を達成するような取り組みを行っていくということになる。連携計画の関係については、前回の協議会の際にも簡単に説明したが、国庫補助事業の確保維持改善事業の中に、地域協働推進事業というものが今年度創設された。この地域協働推進事業を行うためには、まず連携計画書を作成する必要がある、連携計画書を作成したうえでさらに地域協働推進事業計画を作成する必要がある。地域協働推進事業計画を作ることで、こういった事業ができるのかということ、協議会を主体として総合時刻表や交通マップの作成などができるようになる。現時点でその事業を実施するかどうかは未定ではあるが、協働推進事業計画を作成することでもう一つ特例がある。現在、フィーダー系統の補助金を受けるための手続きをしており、その一つがこの後説明するネットワーク計画だが、この計画以外の補助金を受けてない路線について、補助金を受けら

	<p>れる仕組みが創設された。それが特例の部分だが、南端県道線が日出町の単独費用で運行しているため、これをフィーダー系統の特例に入れたいと考えており、そのためにも必要な計画となっている。国庫補助を受けていない路線が必ず全て対象になるというわけではなく、何らかの改善を行った路線が対象となるようになっている。ここでいう改善とは、路線の延長やルートの変更、増便などであり、こういった改善が行われるということが必要なもので、そういった変更点も踏まえて、南端県道線を地域協働推進事業計画を作った場合の特例にあげていきたいと考えている。そのための前段階の連携計画書がこの書類となっている。経過報告の中でも触れたが、この連携計画書については広く意見を求める必要があるのでパブリックコメントを実施しており、本日を期限としている、と説明。</p>
土井会長代理	<p>日出町地域公共交通総合連携計画書（案）について、質問、意見等を募る。</p>
高倉委員	<p>補助対象について、改善された部分のみが補助対象となるのか、それとも路線全部が対象となるのか、と質問。</p>
西原事務局員	<p>改善をした区間部分だけではなく、その系統の全てが対象となる、と回答。</p>
土井会長代理	<p>他に質問、意見等を募る。</p>
末吉委員	<p>今回、南端県道線を特例で申請をしたいということは、今まで対象とならない理由がなにかあったのか、と質問。</p>
西原事務局員	<p>以前から運行していた路線については、国の補助要綱の中で対象にしないことになっていた。この南端県道線については、以前町が無償で運行していたコミュニティバスとほぼ同じ路線であったため、既存の路線という考えから補助対象外であった。この路線を大幅に変更するような取り組みを実施していれば、新規路線として認められていたが、一部分しか変更していなかったため、フィーダー系統の補助要件に合致していなかった。今回も一部の変更ではあるが、特例の対象として国に申請を行いたいと考えている、と回答。</p>
土井会長代理	<p>他に質問、意見等がなければ、次に進む旨を告げる。</p>
<p>意見なし 「はい」という多数の声をもって承認</p>	
<p><b>3. 議事 (5) 生活交通ネットワーク計画認定申請書 (案) について</b></p>	
土井会長代理	<p>議事 (5) 生活交通ネットワーク計画認定申請書 (案) について、事務局に説明を求める。</p>
西原事務局員	<p>一番上の書類については、認定申請書の鑑なので説明を省略し、まずは生活交通ネットワーク計画という書類について説明したい。2番目</p>

の地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果について、コミュニティバスと民間路線バスを記載しているが、いずれも「1日の平均利用者数を前年度比で増加させる」という目標を設定している。現在運行している9月末までの平成25年度の日当たりの乗客数を上回るような目標設定を行っている。上回る目標設定を行っている理由については、先ほど説明した地域協働推進事業計画を作成した場合、利用者増につながる改善施策を盛り込む必要があるため、前年度比で増加させるという記載にしている。11番の協議会の開催状況について、今までの協議会における主な議論の内容等を記載しているので、一読をお願いしたい。12番の利用者の意見の反映については、平成23年度の調査事業と平成24年度末に実施した区長宛要望調査による意見を参考にしてこの計画を作成している。ネットワーク計画の内容については、大分運輸支局と協議を行いながら作成している。運行予定者及び運行予定系統に係る資料について、先ほど話したとおり路線等を一部変更しているため、全ての路線を一つずつ説明したい。まず、月曜に運行する豊岡線について、路線の変更自体は行っていないが、時刻の変更を行っている。朝8時30分出発については現行通りだが、昼の役場発の便を12時00分出発で予定している。現行は12時20分出発だが、20分前倒しして12時00分発で予定している。20分前倒しにした理由は、全域線（豊岡線、藤原赤松線、藤原一北線、川崎線、大神線）の5つの路線の中で一番利用が多い藤原赤松線に時刻を合わせてみたらどうだろうかという考えと、区長への要望調査の中で午前の帰り便を少し早くしてほしいという意見があったため、12時00分に役場を出発するよう時刻の変更を行っている。昼便は、羯諦寺前に12時40分に到着し、20分の休憩時間を挟んで13時00分に羯諦寺前を出発するようにしているが、この休憩時間については後程説明を行うとして、13時40分に役場に到着するよう予定している。最後の役場発の時間については、16時20分の現行どおりで、17時00分に羯諦寺前に到着するよう予定している。この運行時間に変更することで、午前中の中心部での滞在時間が2時間50分、午後での滞在時間が2時間40分となり、午前・午後とも概ね同じくらいの滞在時間を設ける形にしている。この運行時刻は、豊岡線だけではなく全域線の全てに採用する形にしている。火曜日運行の藤原赤松線についてはルート変更を行っているため、それを含めて説明を行う。現在運行しているルートは、地図上③のバス停を出発して中心部に向かっている。地図上のバス停①と②の

間に上川久保という集落があり、その集落の救済をしてほしいという地元要望があったため、ルート変更を行っている。ここは民間路線バスも通っていない区間であるため、そういった要望があり、起点を広瀬という杵築境にし、そこからのスタートということにしている。今までは、藤原赤松線にデマンド地域ということで楠地区と井ノ辻地区を設けていたが、今回の改正で井ノ辻地区のデマンドを藤原赤松線からはずし、楠地区だけデマンド地域として残している。時刻については、先ほどの説明のとおりだが、例えば昼便の運行で広瀬まで運行を行い、その後で楠地区までデマンド運行をするようになった場合、5～6分で楠地区まで行くことができる。広瀬から楠地区まで行って、さらに広瀬まで戻るとしても、20分あれば十分移動ができる時間であるということから、20分間の空き時間を設定している。井ノ辻地区のデマンドをはずした理由については、水曜日に運行の藤原一北線で説明したい。井ノ辻地区のデマンドについては、藤原一北線で設定している。この路線についても大幅に路線の変更を行っているので、詳細な説明を行いたい。現行は、地図上⑤の陣の辻公民館というバス停をスタートし、中心部に向かって運行を行っており、③のバス停の中山地区をデマンド地域として扱っていた。この中山地区を定時定路で運行するよう変更し、起点を①の下川久保という場所にしている。この下川久保という地域を起点として、今までデマンド地域であった中山地区を通過して、現行の路線を運行していくというように考えている。下川久保から井ノ辻地区をデマンド運行の区間ということにしており、この区間についても片道が7～8分なので、往復しても20分の範囲内ということになっている。下川久保から②のバス停までの間について、一部県道を通るルートになっており、民間路線バスが通るルートになっているため、この区間は乗降できないように設定したいと考えている。木曜日の川崎線についても大幅に変更しているが、現行は⑦の金井田橋を起点として出発しており、この起点を①の体育館前に変更して運行したいと考えている。このテキサスの体育館前付近を出発点にし、川崎の内野地区、青津山地区等を通して⑦の金井田橋に向かって進んでいくよう予定している。路線延長をする理由については、先ほどからの説明のとおり、地元区長からの要望ということで、こういった路線にしている。この川崎線については一部短縮した区間があるため、そこについても説明を行いたい。地図上⑩のバス停の上の地域がすずかけ台という地域で、この内部を一周する形でコース設定を行っていたが、ここでの乗降がほぼ見られないということから区

間の短縮を行っている。もともとすずかけ台上部にバス停を設けていないため、あまり影響のない部分であると考えている。それと⑩のバス停の左側に光陽台という集落があるが、中心部から近いという理由もあり、利用が全くないということから区間の短縮を行っている。この区間を短縮してほしいという要望、現行どおりで運行してほしいという要望、そのどちらもなかったが、いったん区間を短縮する形に変更を行っている。今後、この区間を再度運行してほしいという要望があれば、実際に利用者があるかどうかを精査したうえで路線の回復を行いたいと考えている。大神線については、現行どおりのルートで運行ということにしており、時刻のみ変更するようにしている。南端農道線については、現在地図上②の南端小・中学校前を起点として運行を行っているが、これを①の目刈まで延長して運行を行いたいと考えている。延長を行う理由について、現段階で確定していることではないが、現在安心院から亀川方面へ大交北部バスの路線バスがこの地区を運行しており、この路線が今後どうなるか分からないという話を聞いている。すぐに何らかの変更が実施されるのか、このまましばらく現行の形で続行するのか分からない状況ではあるが、目刈地区の救済ということで路線を延長している。大交北部バスは安心院から亀川方面に運行する路線、コミュニティバスは南端から日出の中心部へ運行する路線ということから、競合する路線ではないと思われるので、目刈まで延長することで救済される方が増えると考えている。それと、中心部の運行について、現行では周辺部から保健福祉センターに最初に行き、中央公民館、暘谷駅、役場というルート設定をしているが、中央公民館から福祉センターに行きたいという要望があり、現行のルートから若干変更して、周辺部から来たときに中央公民館に寄り、それから福祉センター、中央公民館、暘谷駅、役場という形で運行したいと考えている。先ほどフィーダー系統の特例の話をしたが、南端農道線についても南端農道線と同じような改善を行いたいと考えている。起点を目刈にし、中央公民館を2回通るルートに変更するよう予定している。南端農道線と南端農道線の時刻の設定については、スクールバスとの兼ね合いもあるため、全域線と同じにすることは難しいと考えており、現行とほぼ変わらない時刻で運行するよう予定している。次に、国東観光バスの牧の内線、平原線、軒の井線の3つについては、現行通りの運行で考えている。これら以外に分で、フィーダー系統の特例を受けられる可能性のある路線があり、月曜に運行している深江線、火曜の小深江線、それと真那井線がその対象路線となっている。

	<p>これらがその対象となり得る路線であるため、何らかの改善を実施すれば特例としてあげることが可能だと考えられる。この分については町が運行主体ではないため、運行主体である国東観光バスに対し、今年の10月1日は難しいと思われるので、来年の10月1日までの変更を目途にお願いしていきたい。資料の表1と表2については、いろいろと数字が載っているが、国に提出するネットワーク計画の資料となっている。表1は、国からの補助金の上限額が記載されており、表2は、その計算式が入っているものになっている。表5については、確保維持改善事業を行う対象の地域を記載しており、日出町全域が対象となるということを記載している。ネットワーク計画の認定申請については、ルートの変更箇所等が多数あるので、質問等があればお願いしたい、と説明。</p>
土井会長代理	<p>各区長の意見を取り入れ、路線変更等を実施してもらったことに対してお礼を言う。路線変更等を実施するので、一人でも利用者が増えるよう期待したい。</p> <p>生活交通ネットワーク計画認定申請書（案）の説明について、質問、意見を募る。特に何もなければ、次に進む旨を告げる。</p>
意見なし 「はい」という多数の声をもって承認	
<b>3. 議事 (6) 今後のスケジュール (案) について</b>	
土井会長代理	<p>議事(5)の今後のスケジュール(案)について、事務局に説明を求めめる。</p>
西原事務局員	<p>近日中に、先ほど承認をもらった日出町地域公共交通総合連携計画書と生活交通ネットワーク計画認定申請書の提出を行いたいと考えている。8月中旬に第3回の協議会を開催し、自家用有償旅客運送の申請についての審議と地域協働推進事業計画についての審議をお願いしたいと考えている。この地域協働推進事業計画の認定をもらうことで、生活交通ネットワーク計画の変更が必要となってくる。つまり、南端県道線が特例で認められるということになれば、それをネットワーク計画の中に記載する必要があるため、その部分の変更申請についての協議を行いたいと考えている。9月末に現在運行している部分がいったん終了し、10月1日から新しいルートでの運行を開始するよう予定している。前回の協議会でも説明したが、9月末までの運行結果について、協議会で報告するか文書で通知するかは未定だが、何らかの形で運行結果をお知らせしたいと考えている。11月の中旬に補助金申請を行うよう考えている。先ほどから説明している地域協働推進事業計画の中で、協議会として何らかの事業を行う場合、例えば、</p>

	総合時刻表の作成であるとか、交通マップの作成などを行うようになったときは、協議会で審議する必要があるため、その際は別途通知をしたいと考えている、と説明。
土井会長代理	今後のスケジュール（案）の説明について、質問、意見を募る。特に何もなければ、次に進む旨を告げる。
意見なし 「はい」という多数の声をもって承認	
<b>3. 議事 (7) その他について</b>	
土井会長代理	議事（7）その他について、何かあるか事務局に確認。
西原事務局員	ありません、と回答。
土井会長代理	事務局からその他はないということなので、全体を通して質問、意見を募る。特になければ、これで議事を終わると告げる。
意見なし	
土井会長代理	全ての議事について終わることを告げ、委員にお礼を述べる。
土谷事務局員	議長にお礼を述べる。次第の次に第2回の出席委員を記載しており、国東観光バス株式会社の清水委員が「欠席」となっているが、「出席」に修正をお願いしてお詫びし、日程を進める。
<b>4. 閉会あいさつ</b>	
井川事務局長	委員にお礼を述べ、平成25年度第2回日出町生活交通確保維持協議会の閉会あいさつをする。
<b>平成25年度第2回日出町生活交通確保維持協議会終了（10：45）</b>	

平成25年度第2回日出町生活交通確保維持協議会の概要を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名、捺印する。

平成 年 月 日

平成25年度第2回日出町生活交通確保維持協議会

会議録署名委員

Ⓜ

会議録署名委員

Ⓜ